

# 情報公開規程

(平成13年11月1日制定)

(平成19年6月28日一部改正)

(平成20年1月18日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成24年7月2日一部改正)

(平成29年3月30日一部改正)

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、資金決済に関する法律（以下「法令」という。）及び協会定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、協会の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (協会の責務)

第2条 協会は、この規定の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第7条に規定する情報公開の対象資料を閲覧した者は、これによって得た情報を、この規定の目的に則して適正に使用するとともに、個人に対する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 情報公開の方法は、情報公開の対象に応じ、公告、資料の事務所備置き又はウェブサイトへの掲載により行うものとする。

## (公告)

第5条 協会は、法令及び定款の規定に基づき、貸借対照表について公告するものとする。

2 前項の公告は、定款第50条に定める方法によるものとする。

## (資料の事務所備置き)

第6条 協会は、法令及び定款の規定に基づき、資料を協会事務所に常時備え置き、正当な理由を有する者に対し、閲覧させるものとする。

## (事務所に備え置く資料)

第7条 協会事務所に備え置く資料は、別表に掲げるものとする。

2 別表中、「保存期間」として備置き期間を表示しているものについては、当該備置き期間分の資料を、備置き期間を表示していないものについては、当該直近の資料を備え置くものとする。

## (閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 協会事務所に備え置く資料の閲覧場所は、協会事務局とする。

2 閲覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、年末年始（1

2月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日まで）以外の日とする。

3 閲覧時間は、原則として、午前10時から午後5時までとする。ただし、協会は、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し閲覧日時を指定することができるものとする。

(閲覧等に関する事務)

第9条 閲覧を希望する者から、第7条第1項に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

一 閲覧希望者に、閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

二 前号の閲覧申請書が提出されたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

三 閲覧者から、閲覧資料について謄写の請求があったときは、別表の「謄写の是非」に従い、可とするものは謄写費用を徴求して謄写を認めることができる。

(管理)

第10条 協会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成13年11月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年6月28日から施行する。

附 則

この規程は平成20年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更の認可の効力発生の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人への移行の登記の日（平成24年7月2日）から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認があった日（平成29年3月30日）から施行する。

(別表)

対象書類等の名称	閲覧対象者	謄写の是非	備置き期間	備置き場所
1 定款	会員・債権者	可(有料)	常時	事務所
2 会員名簿	すべての者	可(有料)	常時	事務所
3 計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、注記）及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監事による監査報告書	会員・債権者	可(有料)	定時社員総会の2週間前の日から5年間	事務所
4 独立監査人の監査報告書	会員・債権者	可(有料)	定時社員総会の2週間前の日から5年間	事務所
5 社員総会議事録（決議の省略時の同意の意思表示を記載した書面を含む。）	会員・債権者	可(有料)	社員総会の日から10年間	事務所
6 理事会議事録（決議の省略時の同意の意思表示を記載した書面を含む。）	会員・債権者(*1)	可(有料)	理事会の日から10年間	事務所
7 会計帳簿	会員(*2)	可(有料)	会計帳簿の閉鎖の時から10年間	事務所
8 代理権を証明する書面(*3)	会員	可(有料)	社員総会の日から3か月間	事務所
9 議決権行使書(*3)	会員	可(有料)	社員総会の日から3か月間	事務所
(*1) 裁判所の許可を得て請求があった場合 (*2) 総正会員総数の議決権の10分の1以上の正会員による請求があった場合 (*3) いずれも社員総会の場合				